

平成 30 年度社会福祉法人さやか事業計画書
(平成 30 年 4 月 1 日)

A：法人組織体制の整備

理事会

平成 30 年度理事会開催予定	
開催年月日	主な議事
第 1 回 ;平成 30 年 06 月 03 日(予定)	平成 29 年度事業報告書 平成 29 年度決算書
第 2 回 ;平成 31 年 03 月 17 日(予定)	平成 31 年度事業計画書 平成 31 年度予算書

評議員会

平成 30 年度評議員会開催予定	
開催年月日	主な議事
第 1 回 ;平成 30 年 06 月 17 日(予定) 定時評議員会	平成 29 年度事業報告書 平成 29 年度決算書
第 2 回 ;平成 31 年 03 月 24 日(予定)	平成 31 年度事業計画書 平成 31 年度予算書

広報活動

①「事業／活動報告」	毎月 01 日発行
------------	-----------

B：施設／事業

I. 就労継続支援 B 型事業所さやか工房(定員 20 名)の運営

管理者(施設長) ; 上原京子、 サービス管理責任者：上原京子 職員 ; 05 名(管理者・サービス管理責任者含) 利用者 ; 17 名(04/01)
--

利用者支援

- ① 作業活動
- ② 生活自立
- ③ 余暇活動 (毎週土曜日に実施)
- ④ 創作活動 (自社製品作品)

職員

- * 障害者福祉施設職員としての自覚・資質の向上を図る。研修の実施。
- * 利用者指導・支援の一層の確立へ向け、ケース会議の充実化を図る。

保護者

- * サポート会議の充実
 - ・ 健康管理(生活習慣病の予防)について
 - ・ 生活/人生プランの設計について

II. 共同生活援助事業(さやかホーム)運営

管理者	；上原 京子
サービス管理責任者	：中村 陽子
職員	；09名(管理者・サービス管理責任者含)
共同生活住居／花束	；定員 03名、利用者 02名
共同生活住居／大地	；定員 03名、利用者 03名
共同生活住居／すばる	；定員 03名、利用者 03名

利用者支援

- ① 日常生活関連動作(掃除、洗濯、買物、食事等)、②健康管理
- ③ 金銭管理、④余暇活動、⑤相談援助、⑥共同生活習慣／規律に順応する支援。

職員

- * 障害者福祉施設職員としての自覚・資質の向上を図る。研修の実施。
- * ①各人の生活自立化へ向けた個別支援
- ②協同生活を通じた家族的仲間関係の確立
- 以上2点に基づいた利用者指導・支援へ向け、世話人活動の内容充実化を図る。

C：学習／研究

成年後見制度について資料収集

施設外研修への参加—社会福祉主事通信教育受講 1名予定
 サービス管理責任者研修受講 1名予定
 虐待防止、人権擁護についての研修

施設内研修会の開催—成年後見制度
 施設外研修の伝達研修

D：虐待防止委員会

- * 年に4回開催予定

E：平成30年度年間スケジュール

04月	入所式				
05月	日帰り旅行			防災訓練①	
06月			歯科検診		
07月			歯科治療	防災訓練②	
08月		夏期休暇(11～15)			
09月			健康診断①	防災訓練③	
10月	一泊旅行				研修会①
11月				防災訓練④	
12月		冬期休暇(30～03)			
01月				防災訓練⑤	
02月					
03月	納会		健康診断②	防災訓練⑥	研修会②

～本年度の課題～

- * 法人組織の世代交代、後継者作りを課題とします。
「共に生きる、共に歩む」というさやか理念を継承、体現できる組織体制の確立を計画していきたいと考えています。
法人の経営する事業—就労継続支援事業、共同生活援助事業の2事業の事業としての安定を計画的にすすめていく。

人権意識の高い、障害者の権利擁護を実践できる見識をもった職員を育てる。中堅職員の研修を充実させる。

- * 障害者の加齢、それに伴う障害の重度化に対し、支援のあり方を実態に即したものとして取り組んでいきます。10代、20代、30代、50代と、さやか工房の利用者の年齢層がひろがりました。それぞれにとって、健康管理、作業支援、生活支援の内容を検討し実践していきます。
- * 親世代の高齢化に伴い、どのような支援が必要となるのか、親亡き後の障害者の生活、支援のあり方が現実の問題意識になってきていることを踏まえ、支援のあり方を調査、検討していきます。成年後見制度の学習を継続し、内容を深めていきます。

さやかに集う障害者に寄り添っていきたいと思います。希望を持って進みたいと思います。

平成30年03月11日

社会福祉法人さやか役員及び評議員の報酬に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人さやか（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条に定めるとおり無報酬とする。

(費用の支給)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき並びに評議員が評議員会に出席したときには、別表1により交通費を支給する。

2 法人の業務として必要なときは、その費用に関して実費を支給する。

(適用除外)

第4条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対してはこの規程を適用せず、職員規程に準じ支給する。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃) この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成30年3月18日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1（第3条理事会及び評議員会の出席）

名称	金額
理事会出席旅費	往復 10km 以内 1 回 1,000 円
	往復 10km 以上 1 回 2,000 円
評議員会出席旅費	往復 10km 以内 1 回 1,000 円
	往復 10km 以上 1 回, 2,000 円